

2002年8月1日

組合の月刊誌「海員」8月号に特集「船員と平和の海」を掲載

- 目次
- 巻頭言：井出本 榮 組合長
- 巻頭小論：「有事法制と船員」平山誠一政策教宣局長
- 港湾・航空・医療・海員による紙上座談会「有事法制反対！かく闘えり」
- 有事法案の問題点を斬る・海運の立場から見る有事法（総合政策部）



●海員8月号目次

《特集・「船員と平和の海」》

- ◇平和の実現は人類一人ひとりの思いから（組合長・井出本 榮）
- ◇武力攻撃事態法の発動は船員に何をもたらすか（政策教宣局長・平山誠一）
- ◇誌上座談会・有事法制反対！かく闘えり（全国港湾労働組合協議会・鈴木信平事務局長／全日本赤十字労働組合連合会・太田千枝子中央副執行委員長／航空労組連絡会・内田 妙子議長／全日本海員組合・平山誠一中央執行委員）
- ◇有事法案の問題点を斬る・海運の立場から見る有事法（総合政策部）
- ◇戦争にもルールがある・小池政行教授インタビュー（教宣部）
- ◇不穏な霧笛の海を想う（作家・伊東 信）
- ◇平和へのかけ橋（俳優・後藤陽吉）
- ◇第5回平和がええねん！地球市民まつり（国際マリントランスポート機関長・加藤吉三郎）
- ◇えひめ丸事件レポート（ジャーナリスト・北 健一）
- ◇再度ノ救助ヲ待ッテイマス（教宣部・藤丸 徹）
- ◇知られざる漁船の戦い（教宣部・大野一夫）
- ◇資料編・船員徴用 ある日突然に
- ◇青春時代は戦火の海だった・三股薫男さんに聞く（教宣部・中山 馨）



●巻頭言：平和の実現は人類一人ひとりの想いから

組合長 井出本 榮

海なお碧(あお)く

小高い丘の上から眺めた蒼く輝く海。大自然の浄化と人類に限りない夢と希望を与えてくれる、深く神秘的なたたずまい。

静かな大海原、そのさまからは半世紀あまり前に多くの命をのみこんだ阿鼻叫喚の火の海を、だれが想像できるであろう。

紺碧の海を眺めながら、母なる大地、わが日本に平和が訪れた日。この記念すべき平和の日を、為政者は意地と見栄から「終戦記念日」という。

第 57 回目の記念日を迎え、万物の命の源泉であるこの平和な海を、みんなの声と輪の力で守らなければならないと心に刻み込んだ。

憲法の前文と第 9 条を

人はなぜ、過去の遺物

時代遅れというのか

国の生誕以来、はじめて敗北の屈辱を味わい、何百万人の尊い命の犠牲を得て、真に国民が待ち望んでいた新生日本、民主主義国家・社会が創造された。その魂の結晶が、現在の平和憲法であることは、だれしもが認めるところであろう。たとえ米国から押し付けられたといえども、「2 度と再び戦争は嫌だ」の想いは、国民共通の心からの叫びであったことは否めない。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

この憲法前文は、敗戦に打ちのめされながらも、焼夷弾やグラマンの機銃掃射の恐怖から解放された人々の想い（覆いをかけなくて電灯をともしせる。空襲警報は最早ない）を代弁した、人類が到達すべき生存の法則を謳ったものである。

著名な識者は「日本人は過去の失敗を分析し、それを教訓として生かすことが不得手な国民」と語っている。

憲法第 9 条では「・日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。・前項の目的を達するため、陸海空その他の戦力は、これを

保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

昨今のメディアで、「パワーポリティクス（力の政治）」という文言を散見する。

「独立国家である以上、国軍を持つのは当然である。ノーといえる日本人。そこまで馬鹿にされて、なぜ対抗手段を講じないのか」

一見あたり前の言葉のように聞こえるし、あたり前であるがゆえに、反論しがたい重みを感じる。

敗戦直後のメディアは、戦争を美化し、正義の戦いとして協力したことを懺悔している。

しかし、どうであろう。昨今の彼らの発言は、この民主憲法を否定し、むしろ時代の情勢に合った憲法改正を後押しするマスコミすら登場してきている。50数年前に、国民に託びた彼らの先輩の声・言葉をどのように受け止めているのであろうか。

「温故知新」を正しく理解して、2度と再び過ちを起こしてはならない。この決意こそが、日本の平和はもちろんのこと、世界平和に貢献する崇高な使命であると肝に銘じなければならない。

尊い先輩の教訓を 永遠に継承して

先の大戦で6万余名の方々が戦没されている。この数は、実に43%に及び、戦闘員である陸軍・海軍の戦死率を大きく上回っている。

この尊い御霊を教訓として、今日まで平和な海を願い、平和を訴え続けてきている本組合の基調は、永遠に継承していかなければならない最重要課題といえる。

観音崎から海航く船と人々の航海の安全と平穏を願う「戦没・殉職船員の碑」に刻まれた「安らかにねむれ わが友よ 波静かなれ とこしえに」の詞に、平和の尊さと願いが託されている。

また、2年前に「戦没船を記録する会」と全日本海員組合の共同により神戸に開設した「戦没した船と海員の資料館」。その献辞には「墓標なき海深く眠る御霊よ。あなたがたが生命をかけて守ろうとした船の在りし日の麗姿を展示し、海の恒久平和を願うよすがとする。鎮魂と不戦の誓いのあかしとして戦没船の記録（海に墓標を）を建立し、今を生きるものから後世へ、確かに伝へる」と、歳月の走過によって風化させてはならない想いが刻まれ、過ぎし日の惨禍を、訪れる人々に思い起こさせる。

平和で心豊かな社会 その創造は人類永遠の祈願

有事法制について国民世論は、賛否さまざまである。本組合にも、「海運政策と引きすべきだ」「今まで法整備されていなかったことが問題だ」などという意見も寄せられている。

しかし、夫を、子どもを、海と船に託しているご家族の声は、「有事法制反対、争いのない平和な海を守ってほしい」に結集されている。

大会決定にもとづき、有事法制反対、平和な海を守る。この叫び、訴えを、いつ、いかなる所においてもやっていこう。それが労働組合の使命である。



●有事法制と船員「武力攻撃事態法の発動は、船員に何をもたらすか」

中央執行委員 平山 誠一

去る6月23日は、先の大戦末期、「鉄の暴風」といわれる凄惨な地上戦を体験した沖縄県の「慰霊の日」。この沖縄戦では一般県民だけでも老若男女約4万人（推計）が亡くなったという。この痛ましい犠牲は一体何のために必要だったのか、誰によって殺されたのか、旧日本軍は何を守って戦ったのか、国民の生命財産ではなかったのか、今も私たちに鋭く問いかける。この日、小泉首相も参列して行われた糸満市摩文仁の丘の追悼式では、参加した遺族らから「有事法制反対」の激しい抗議を受けたと報道された。

私たち民間船員にとって、有事法制と聞けば、思い起こすのは国家総動員法であり「船員徴用令」によって戦時動員され、1万隻を越える民間船舶と共に海底深く沈んだ6万人余の先輩たちの痛恨の想いである。今なお多くの米軍基地を強要され、「武力攻撃事態」ともなれば真っ先に戦場となる恐れと隣り合わせに暮らす沖縄の人々の想いと、私たち船員の想いが重なって見える。

耐え難い事態を強要するな

周囲を海に囲まれる日本にとって、最も太い物流ルートは海上にある。ほとんどの原料・エネルギーはじめ食糧などを海外に依存する日本の国際貿易ルートは言うに及ばず、国内物流の45%は国内海運によって支えられている。現代の戦争は膨大な軍需物資を要求する。あの湾岸戦争では、短期間の内に1000万トンの物資がサウジアラビア・ダンマン港周辺に集積されたが、そのほとんどは船舶によって輸送され、しかも多くの民間の一般商船が動員された。日本がもし再び戦争するとすれば、必ず商船は戦時徴発され、乗り組む船員も自衛隊法103条にいう「業務従事命令」の下令＝徴用ということになるだろう。日本は海外との通商によって成り立つ国である。有事法制の発動ともなれば、日本周辺海域に就航する船舶はもとより、世界中、7つの海の隅々にまで展開し活躍する日本商船は、いつで

もどこでも、敵国からの攻撃の陰に日々恐怖するだけでなく、時として潜水艦による雷撃や機雷、爆撃といった戦争の現実から向き合わなければならない。これは耐えがたい事態である。

軍事目標となる民間商船

政府は「民間人には安全なところでの業務従事」と繰り返し答弁する。一体「安全なところ」とはどこを指すのだろうか。戦時国際法＝海戦法規によれば、一般商船が敵国の軍事目標とされるケースのひとつに「軍艦や航空機によって護衛されている商船」と明確に規定している。「優秀な護衛部隊をつけるから安心しなさい」というつもりなのか。われわれが問題にしているのは、民間商船が「軍事目標」そのものになることなのだ。陸上の戦争ルールを定めた国際人道法は「攻撃は軍事目標に厳しく限定されなければならない（ジュネーブ条約追加議定書 1 第 52 条）」とし、かつ軍事目標とできる範囲を極めて限定して規定している。それは例えば、第 2 次大戦における軍事目標と一般文民を一緒に攻撃する都市に対する無差別絨毯（じゅうたん）爆撃のごときを違法として禁止している。一方、海戦法規は、民間商船といえどもほぼ例外なく軍事目標となり乗組員を含めて無警告・無差別攻撃も容赦しないという過酷なルールとなっている。こうした海戦法規を日本政府が知らぬはずはあるまい。

3 年前、私たちは日米新ガイドラインにもとづく周辺事態法の制定に反対し、陸・海・空・港湾労組 20 団体の一員として運動した。アメリカの始める戦争に後方地域支援と称して民間の交通運輸業者、関係労働者が協力（法第 9 条）を強要されることは、自らのいのちと職場の安全確保に重大な阻害要因となるからだ。有事法制は周辺事態法にいう「協力」から、より明確な国家意思の「強制」を狙いとして登場してきている。

船員は、戦後の平和憲法のもとにあっても、その職業柄、多くの国際武力紛争に巻き込まれ、砲弾飛び交う戦場を体験し少なからぬ犠牲を払ってきた。朝鮮戦争・ベトナム戦争・中東戦争・イランイラク戦争・湾岸戦争と枚挙にいとまがない。こうした戦争体験をとおして、海の平和は憲法の平和主義の徹底によってこそ実現可能だと強く訴えている。

諸外国との友好協調こそ海洋国日本の生存条件

有事法制の中核を成す武力攻撃事態法案は、表現の違いこそあれ、戦争遂行のための障害となる国民の人権や私権を制限し、国民の戦時動員と国家統制を実現するという本質において、かつての国家総動員法と変わるところはない。当初、「罰則付きも検討」と報じられた自衛隊法 103 条「業務従事命令」は、今のところ「政令で定める」と具体的な内容は先送りされているが、ブッシュの「悪の枢軸」先制攻撃によって火を吹く中東有事、朝

鮮半島有事は、直ちに日本有事と認定されて大量の軍需物資の海上輸送が始まることは必至と覚悟すべきだろう。その時、「業務従事命令」は民間商船とわれわれ船員に必ず凶暴な牙を剥くだろう。こんな事態を許してはならない。

「戦没した船と海員の資料館」の鎮魂碑には『海外諸国との友好と協調によって生きる海洋国日本にとって、平和な海は絶対の生存条件であり、われわれ船員は再び海を戦場にしなければならないと決意する。これは 21 世紀に日本の国民のいのちと暮らしを守る安全保障政策のかなめである』と刻まれている。世界に誇る平和憲法をグローバルスタンダードとする、徹底したあらゆる努力にこそ、海洋国日本の安全保障の基本があることを訴えている。



●誌上座談会：「有事法制反対！ かく闘えり」

▽出席者

鈴木信平さん＝全国港湾労働組合協議会事務局長

太田千枝子さん＝全日本赤十字労働組合連合会中央副執行委員長

内田妙子さん＝航空労組連絡会議長

平山誠一さん＝全日本海員組合中央執行委員（政策教宣局長）

- 小泉内閣は、戦後初めて本格的な有事法制整備として、その成立に並々ならぬ意欲をもって「武力攻撃事態法案」など有事三法案を今国会に上程した。海員組合も反対運動の先頭に立って積極的な役割を果たすなかで法案の危険性は日増しに明らかとなり、この間の国民世論も大きく変化した。3 法案は現在、半ば「死に体」状態で会期末を迎えようとしているが、政府与党 3 党は秋に臨時国会を招集して成立を期すと強気な姿勢を崩していない。
- 3 法案の国会上程前の 3 月、「有事法制問題特集」の船員しんぶん号外（3 月 25 日発行）で『ストップ！有事法制。戦争する国にさせない』に登場いただいた鈴木さん、太田さん、内田さんに再度お願いし、誌上座談会として『ストップ！有事法制、かく闘えり』を開催した。反対運動の先頭に立ってこられたご 3 方に、海員からは平山担当局長に参加いただいた。

鮮明になった法案の危険性

—改めてお聞きします、有事三法案をどう評価しますか。

鈴木 国会審議をとおして、私たちが懸念したとおりのことが明らかになったと思います。つまり、小泉首相の強調する「備えあれば憂いなし」論は、まったくのうそっぱ

ちで、本当の目的は、米軍や自衛隊に戦争をするための特権を与え、さらに国民をその戦争に総動員するためのものであることがはっきりした。ブッシュ大統領は、イラク・イラン・北朝鮮を名指しで「悪の枢軸」と呼び、最近も本気でイラク攻撃を計画していることが暴露されましたが、これに日本が追従するために有事法制を整備しようとしている。とんでもないことです。

太田 私の父は海軍の横須賀基地に勤務していましたが、敗戦で帰宅、その後私が生まれました。考えてみれば、私は生まれてこのかた、戦争放棄を宣言した憲法のもとで生きてきたわけです。この憲法があったからこそ、私も従軍看護婦にならずにこれたと改めて思います。

有事法制は文字通り憲法の平和的民主的原則を蹂躪し、根本から否定するものです。この間の反対運動のなかで一層鮮明になったと思う。背筋が寒くなりますね。法案が上程され、日本赤十字社が役割を強要される「指定公共機関」に名前が挙がったときは、正直いって食事がのどを通りませんでした。

内田 まず「戦争の当事者」にされる。この点がますます明らかになった。これは重大です。「民間航空の軍事利用が事実上義務化される」ということです。99年に「周辺事態法」が成立した直後の6月、陸上自衛官約300人が迷彩戦闘服姿のまま、私たちの中止要請を無視して「機動訓練」と称して民間航空の定期便に搭乗しました。このようなことが毎年繰り返され、今年で4回目にもなります。また、00年11月には、米陸軍兵士300人が、ホノルル―成田―羽田―千歳の往復に民間機で移動するなど、この間、民間機の軍事利用を禁じた国際条約にも違反して地ならし的な利用が続いてきました。

この法案が成立したら、協力から強制力をもって民間機は兵員や銃、武器、弾薬などの軍事物資を運ばされる。その輸送に、地上職員も乗員も客室乗務員も従事させられることになります。空港も一部は軍事基地化され、空域や航空路の軍事利用が優先されるでしょう。航空産業を軍事に利用させてはならないと強く思います。

平山 実質10時間程度といわれる国会審議ですが、私たちが当初から指摘してきた有事法制の本質はかなり見えてきたと思います。1つは、米軍や自衛隊の軍事行動をスムーズに行うための法案であること、2つめは、そのために国民を強制的に動員するための法案であること、3つめは、軍事優先で国家統制を強化し国民の基本的人権や私権を大きく制限する法案であることです。海員の立場で言えば、「かつての国家総動員法や船員徴用令となにが違うのか」ということです。使われている法律用語は当時と違いますが、本質的な中身は変わらない。この意をさらに強くしたといえます。

全体をリードする陸海空・港湾20労組、医療労働者

—この間、どのような取り組みをしましたか—

鈴木 3 方面の運動を展開しました。まず身内の港湾労働者に知らせること、それを基礎に地域から運動を展開すること、そして政府与党を包囲するための国民的共同をひろげることです。国会行動や国民的共同行動には、みなさんと一緒に取り組みました。4・19 集会はじめ、5・24 集会・6・16 集会には港湾の仲間も北海道から沖縄まで全国からかけつけました。

全国港湾の独自行動としては、すべての港湾労働者に知らせる運動として、5000 枚のポスターを港湾地域の休憩所や各事業所に掲示し、数次の全港ビラ配布に取り組みました。地域では統一行動を設定し、地域港湾の集会を海員や地域の交通運輸のみなさんと共同で開催し、集会決議にもとづいて港湾管理者である自治体首長への申し入れ行動も展開しました。

太田 「もし有事法制が国会を通ったら、医療労働者はどうなるか」という観点からあちこちで訴えてきました。新宿や有楽町、上野やお茶の水の駅頭などでいろいろな団体、組織の方々と一緒に白衣での宣伝や署名行動をしてきました。6 月 4 日には、日本医労連と一緒に、「ストップ有事法制、私たちは従軍看護婦にはなりません」という集会も開き、元従軍看護婦の方々も参加して訴えました。日赤本社や各施設長には、「軍事に関係する救護・血液活動には一切かかわらないこと」を申し入れ、団体交渉もしました。

内田 運動の立ち上げが遅れた「周辺事態法」のときの反省に立って、今回は陸・海・空・港湾 20 労組としっかり連携し事前の準備もきちんとやってきました。4 月に入ってから国会前のアピール行動も集会も、できる限りの回数と規模で取り組みました。20 労組や宗教者の呼びかけで、4 月 19 日の日比谷の 5000 人集会を皮切りに、5 月 24 日の明治公園 4 万人、6 月 16 日は代々木公園の 6 万人と大集会を成功させましたが、全国的な反対運動の牽引力になったと実感しています。

平山 「有事法制反対」の取り組みは、97 年の全国大会決議や昨年の大会の決定にもとづいて、海員の上部組織である連合はじめ国民各層と幅広い共同を念頭に準備を進めてきました。具体的には鈴木さんの全国港湾との共同行動を軸に、「周辺事態法」以来のお付き合いとなった航空の内田さんのところをはじめ、20 労組の一員として反対運動を広げる活動を展開してきました。

連合中央に対しても積極的に働きかけ、海から見える有事法制の危険性や船乗りがなぜ反対しているのか、強く訴えてきました。5 月 16 日に有事 3 法案に関する「連合見解」が出ましたが、これを契機に連合も「このような内容の法案は断固阻止」の方針を明らかにし反対運動に立ち上がりました。これでほとんどの労働団体は明確に法案反対の側に立ったわけで、運動の広がりという点で画期的だったと思います。また中央レベルだけでなく、各地方でも幅広くさまざまな共同行動に参画してきまし

た。

かつてない運動の盛り上がり

—みなさんの訴えに世論の手応えはいかがでしたか—

鈴木 中央集会には、それぞれ動員目標の1・5倍の仲間が参加。また、各地の集会はどこでも主催者の予想を超えた参加者で成功しています。ポスターも好評で、港湾以外からも多くの注文がありました。この運動は、訴えれば訴えるだけ末広がりに関感と共同が広がることを実感しました。これは中央の幹部だけでなく、地域の幹部や職場活動家の確信になっています。私自身も、いろいろな市民団体や労働団体の集会に参加して、関心の強さを肌で感じました。特に、若い青年や学生のみなさんが強い関心を示していることには勇気をもらいましたね。

太田 私はこの間、多くの場所で「従軍看護婦は2度とごめん」と街頭宣伝をしてきました。

その体験からいえば、反応は3つ。1つは、有事法制に疑問をもっていると思える人は私の訴えを聴いて大きくうなずき、目を輝かすことです。次に、汗をかきながら早口で話す私を不思議そうな顔をして見ている人。これまで何の関心もなかった人でしょうが、やがて肯いてくれるときはうれしいですね。少数ですが、けんか腰でくっつく人もしました。

かつての従軍看護婦さんたちの生々しい体験談を聞く会も設けました。若いナースが「全然知らなかった。もっとよく知りたい」とうれしい感想をいってくれました。6月4日の白衣の銀座デモには沿道から次々に拍手がわき起こり感激しました。

内田 有事法制は、待ったなしの問題だったので、精力的に取り組みました。私たちの主張が新聞に掲載（5月5日付け朝日新聞「私の視点」）され、また大規模な集会に取り組んだこともあって、全国から「ぜひ話してほしい」という要請が相次ぎ、手分けして参加しました。航空連の発足以来、これまでにない規模と回数になっています。航空の問題でいえば、冒頭の話に加え、テロの危険性が高まることや相手国から攻撃の対象になること、国際民間航空条約（シカゴ条約）に違反する問題なども含め、具体的な事例も紹介して訴えました。「具体的で分かり易い」「迷彩戦闘服の自衛官が搭乗していることには驚いた」とか、航空機が身近な乗り物になっているだけに、利用者の立場で、その怖さも分かっていたいただいたと思います。

平山 海員の場合も、その訴えはシンプルで明快です。私たちもいろいろな集会や学習会などに招かれましたが「よく分かった」といってくれますね。ポイントの1つは、かつての太平洋戦争の話はもちろん、つい最近まで、例えばイラン・イラク戦争や湾岸戦争など、現実の戦争体験を踏まえた訴えであること、2つには、日本が戦争すると

なれば必ず海が戦場となること、3つめは、陸地の上の戦争と違って海上の戦争となれば、戦場はそれこそ無限であって、一方、船舶は攻撃を受けたら逃げ場がないこと。それに日本の経済・社会・文化を根底で支える海運産業は、1にも2にも海が平和でなければ成り立たないという点です。私たちは、外航・内航・旅客船・水産など関係業界団体にも海員組合の立場と訴えを理解してほしいと申し入れましたが、「趣旨はよく理解した。よく勉強したい」などと対応は大変真剣なものがありました。

「打てば響く」に確信

—この間の反対運動をとおして思いを新たにすることを話してください—

鈴木 日本の政治の貧困と併せてマスコミのていたらくを痛感しました。マスコミは法案の本質も問題点も、また反対運動が大きく広がっていることもほとんど報じない。本来、真実に迫り国民に知らせるのが報道機関の役割でしょう。それでも、世論調査では賛否が逆転し圧倒的な国民が「反対」「慎重審議」を表明し、多くの自治体で懸念を表明する決議も相次いだ。平和を求める国民の願いが根強いこと、戦争に反対し、平和を求める運動は国民の心に「打てば響く」ことを実感しましたね。

太田 日本医労連は毎週、近くの地下鉄入谷駅でビラの配布など宣伝行動を行い、医療改善と有事法制反対を訴えました。反応はこれまでにないものがありました。ビラもちゃんと受け取ってくれる。慎重審議と合わせ反対意見は7割という世論調査も出ています。法案の危険性についてもっともっと知らせれば、必ず廃案にできるとの思いを新たにしています。

内田 4・5・6月と毎月大きな集会をやってきて、運動の広がりを肌身で感じました。有事法制反対の意志を強く持った労働者や市民が、それを訴え続ける行動が本当に大事だということ、そして全力を尽くすことの意義を改めて思い知りました。小泉内閣の当初の「断固成立」を断念させる状況に追い込んだ運動の一翼を担えたことを誇りに思います。しかし、これからが正念場ですね。

平山 「打てば響く」という感想、太田さん、内田さんの発言からも「訴えれば反対の声は確実に広がる」という確信が伝わってきます。それと日本の大マスコミの報道姿勢には私もあきれています。週刊誌では唯一、「サンデー毎日」がカラーグラビアで6・16代々木公園全国集会を取り上げ、「なぜ面白くもない政治集会に6万人もの人が集まるのか。この意味をよく考えてみよう」とコメントしていたのが印象的でした。

最後まで廃案めざし

—延長国会も残す会期はわずか、有事三法案の扱いに注目が集まっています。政府は継続

審議にして秋にも臨時国会を招集して成立を期すと報じられています。決意を一言―

鈴木 法案の息の根を止めるために、多くの国民に真実を知らせ、共同をさらにひろげるために奮闘する決意です。とりわけ、上部組織の違いをこえて結集している陸・海・空・港湾 20 労組の役割は重要です。20 労組の呼びかけは、国民が誰でも、どんな団体でも違和感なく安心感をもって結集できる「国民的共同の接着剤」の役割を果たしています。最後までみなさんと一緒に奮闘したい。

太田 特に若い方々には、自分の身近な問題として学んでほしい。そして自分の言葉をもって職場で家庭で地域で有事法制のことを話そうと呼びかけたい。

内田 航空で働く者は有事法制との関係をもっと深く知ること、1 人ひとりが有事法制に強くなることが大事です。これは廃案に追い込むために必要な力です。

平山 海員も有事法制と最も身近なところで向き合っている労働者集団です。完全に「お蔵入り」させるまで運動していきます。

―本日は貴重なお話、ありがとうございました―



●拝啓 内閣総理大臣殿 「質問にお答えください」 有事法案の問題点を切る

総合政策部

■ 4 月 16 日に閣議決定され、154 回通常国会に上程された有事関連 3 法案は、廃案を求める国民多数の切なる世論にもかかわらず、会期末の 7 月 31 日、衆議院特別委員会において、与党 3 党（自公保）の数の論理により「継続審議」が決まった。報道によれば、10 月初旬にも招集される臨時国会が再び闘いの場となる。このコーナーでは、海運（船員）の立場から見る有事 3 法案の問題点を、質問と解説の形で改めて検証してみることにした。

質問 1 武力攻撃事態法案がいう「武力攻撃事態」となった場合、日本籍の民間商船は相手国（敵国）の「軍事目標」になると理解するがどうか。

解説 1 今日、海上における武力紛争に適用される戦時国際法（以下、海戦法規）によれば、一般の民間商船であっても「敵国のために戦争行為に従事する敵国商船は軍事目標となる」と解されている。

この場合の「戦争行為」には、敵国軍隊の補助者として行動することも含まれており、例えば、・兵員輸送、軍用貨物の輸送または軍艦に対する補給を行うことは戦争行為とみなされ軍事目標となる。また、・敵国商船が敵国の軍艦または軍用機の護衛下にある場合、もしくは・武装を有する場合も軍事目標とされる。敵国軍隊

の情報システムへ統合され、例えば・偵察、早期警戒、監視または指揮・統制・通信に関する任務に従事する場合、さらには・戦争遂行努力（敵国の軍事的打倒に貢献する性質または目的を持ったすべての国家活動を指し、たとえば軍事的に重要な物資の輸送などはこのカテゴリーに入る）に組み込まれている敵国商船は軍事目標となる。軍事目標とされた敵国商船は、陸上戦における陸戦法規（国際人道法）とは違い、無警告で攻撃し、破壊撃沈することも認められている。

（注・防衛大学校・防衛学研究会編『軍事学入門』かや書房発行の「第三節・国際法と軍事力」から引用。また『海上武力紛争法＝サンレモ・マニュアル』を参考）

質問 2 湾岸戦争の際に、当時の海部内閣による多国籍軍支援の「中東貢献策」の目玉として、日本人船員が乗り組む日本籍船舶「きいすぶれんだあ」と「平戸丸」がペルシャ湾内に就航した。これらの船舶は、イラク側からみて「軍事目標」となり得たかどうか。

解説 2 海戦ルールの上は「敵性貨物を運搬する中立国商船」となり、臨検・拿捕の対象となっても直接の軍事目標とはならないという見解が有力。しかし、ブッシュ大統領が今、盛んにぶち上げているように、イラクに新たな戦争を仕掛け、日本も参戦するなどという武力攻撃事態ともなれば、日の丸商船は文句なく「軍事目標」となる。

質問 3 法案がいう武力攻撃事態のもとで、日本の法人等が実効支配する便宜置籍船が軍事的にも重要な物資（例えば原油などエネルギー関連物資や主要原料など）を日本向けに輸送する際に、例えば米軍および自衛隊艦艇や航空機によってこれを護衛する場合、これら船舶は「軍事目標」とされるかどうか。

解説 3 この件については、83年3月15日の98通常国会・参議院予算委員会において「有事における海上交通の安全確保と外国船舶について」とする「見解」を明らかにしている。この「見解」では「わが国向けの物資を輸送する第3国船舶に対し、その輸送を阻止するため無差別に攻撃を加える可能性あり」として「自衛隊がその攻撃を排除することは個別的自衛権の行使の範囲」であることを明らかにしている。パナマ籍であっても日本が実効支配する商船の場合、「軍事目標」とされる危険はないのか。

質問 4 99年に制定された「周辺事態法」第9条によれば、法発動の際には、民間輸送業者などに対し、必要な「協力」を求めることができると明記されている。自衛隊法第103条第2項では「（前略）従事することを命ずることができる」とあるが、周辺事態法にいう「協力」と自衛隊法にいう「業務従事命令」の違いについて具体的に述べてほしい。

解説 4 一般的な話として、「協力」といえば、（頭を下げて）お願いベースのこと。これが「命令」となれば一体どうなる。罰則あるなしにかかわらず、命令が一種の強制であることに変わりはないだろう。

質問 5 「業務従事命令」を拒否、あるいはお断りしたいというとき、どのような理由があれば可能なのか。「命令」が下される相手が業者の場合はどうなる。業務に従事する従業員の場合はどうなる。それぞれについて具体的に述べてほしい。

解説 5 今回の自衛隊法「改正」案でも、さすがに 103 条「業務従事命令」を拒否した場合の罰則規定は見送られたが、世論の動向次第ではいつでも再登場してくることが想定される。質問には、そもそも「拒否をしたり断ったりするような『非国民』は想定しておりません」と答えるかも。いずれにしろはっきりしてほしいところだ。

質問 6 自衛隊法「改正」案では、第 125 条により「取り扱い物資の保管命令に違反した者」に対する罰則規定を設けた。この場合の「取り扱い物資」が、一般商船に積載されている場合、この状態で「保管命令」が発令されることがあるのかどうか。

解説 6 違反者には懲役刑まで用意した「保管命令」だが、対象となるのはガソリンスタンド業者や米穀販売業者などと政府は答弁。しからば内航タンカー積載の油類などはどうなるのか。率直な疑問点である。

質問 7 武力攻撃事態法案の第 2 条第 5 項にいう「指定公共機関」には「電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの」も対象とするとあるが、民間海運企業もこれに含まれるのかどうかははっきりしてほしい。

解説 7 この「指定公共機関」には、・日本銀行・日本赤十字社・NHKおよび民放各社・本州四国連絡橋公団・JR 7 社に日本通運などの名前が具体的に上がっている。今のところ海運会社の名前が表に出てこないのは幸いだ。「輸送事業に携わる公益的事業を営む法人」の中に、海洋国日本にとって主要な物流手段である海運企業が入るのか入らないのか。あいまいなままにはできないだろう。

質問 8 武力攻撃事態法案の第 6 条には「指定公共機関の責務」が規定され、「（前略）武力攻撃事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する」と述べている。ここにいう必要な措置を実施する責務とは何か具体的に述べてほしい。

解説 8 いいかえれば「指定公共機関」は責任を持って国（内閣総理大臣）の指示に従って行動しなければならないということだが、具体的に事例をあげて説明してくれということだ。

質問 9 武力攻撃事態法案の第八条では「国民の協力」が規定されている。ここでは「(前略) 指定公共機関が対処措置を実施する際は、(国民は) 必要な協力をするように努めるものとする」とある。しかし、一方では指定公共機関に指定される公益的法人と雇用される従業員(例えば海運会社と船員など)は、自衛隊法 103 条による「業務従事命令」の対象となると想定される。この場合、法案第 8 条との関係はどうなるのか。

また、法の下に平等であるべき国民の責務が、自ら選択した職業の種類によって「業務従事命令」の対象となるなど、負担すべき内容に大きな格差が生じることについて、どのように考えるか。

解説 9 法案は、国民一般に対して、指定公共機関(輸送など公益的事業を行う民間業者も含む)が円滑に業務が遂行できるよう「協力の努力」を求めている。一方、前述のように、輸送民間業者などには「業務従事命令」が出せることになっている。この「国民の協力の努力」と、われわれ船員も一般国民でしかないにもかかわらず「業務従事命令」の対象とされる点、あまりに不公平ではないかと問いかけているのだ。

質問 10 武力攻撃事態法案の第 22 条では「事態対処法制の整備」をうたい、今後 2 年以内に個別の法律を整備するとある。このなかには「輸送および通信に関する措置」という項目があるが、具体的にはどのようなことを想定し、かつ「措置」とは何か。武力攻撃事態のもとで、敵国の攻撃から民間の船舶を保護することを目的として制定された法律としては、旧法「船舶保護法(注・後述の法律抜粋を参照)」があるが、このような法律を準備しているのか。

また、「船舶および航空機の航行に関する措置」とあるが、具体的にはどのようなことか。

解説 10 率直に疑問点をたずねている。法案審議の終盤になって、「事態対処法制の整備」の項目としてあげられている「国民保護法」を先行して整備すべきではないかといった議論が、民主党など野党筋から盛んに出された。この国民保護法とは何か。政府は、秋の臨時国会の冒頭にその骨格を示すと発言している。そこで思い起こすのは、かつての旧「船舶保護法」のことだ。この法律、要約すれば武力攻撃事態のもとで敵の攻撃から商船を守ることを目的として、その商船の一切の行動権限を海軍官憲に委譲せよというもので、これに逆らえば懲役刑という怖い内容。国民保護法が、こんな内容でないことを祈りたい。

◇資料 旧船舶保護法(妙) 昭和 16 年 3 月制定

第 1 条 本法は戦時事変その他の場合に於て帝国の通商航海に脅威を受け又は受くるの処あるとき、敵襲その他の軍事的危害に対し船舶を保護するをもって目的とす

第 2 条 海軍官憲は戦時事変その他の場合に於て船舶保護上必要あるときは命令の定むる

所に依り運航業者、船舶所有者又は船長（船長に代りてその職務を行う者を含む以下これに同じ）に対し船舶の航海、碇泊、通信、装備、乗組員、乗客、積荷その他に関し臨機必要なる指示を為すことを得（中略）

第6条 船長が第2条の指示に依りて為す職務の遂行を妨げたる者は6月以下の懲役又は500円以下の罰金に処す（以下略）

